

第1条 (名称)

ダイアナハートフルカード(以下「本カード」といいます。)とは株式会社ダイアナ (以下「ダイアナ」といいます。)と株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。)が提携して当社が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条 (会員)

会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、ダイアナを通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条 (年会費)

- 1.本カードの年会費(カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。
- 2.前項にかかわらず、前年度のカードショッピングのご利用回数合計が1回以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。(なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず次年度の利用と判定される場合があります。)
- 3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条 (ダイアナ等でのカードショッピングの支払金の支払方法)

- 1.会員が本カードをダイアナ及びダイアナ販売代理店 (以下総称して「ダイアナ等」といいます。)でのカードショッピングにご利用された場合の支払金の支払方法は、翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払・元金定額リボルビング払 (以下「リボルビング払」といいます。)のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。但し、2回払については、ダイアナ等での通信販売にはご利用できません。
- 2.(1)会員が本カードをダイアナ等で、翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定払のいずれかを指定してカードショッピングをご利用された場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表1と異なる場合があります。
(2)スキップ払で翌月1回払を指定した場合、通常支払開始月の翌月から最大5ヶ月、スキップ払で回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払を指定した場合、通常支払開始月の翌月から最大3ヶ月、それぞれ支払開始月を据え置きして支払うことができます。支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表2のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表2と異なる場合があります。

【別表1】

(a) 支払回数	1回	2回	3回	6回	10回	12回
(b) 支払期間 (ヶ月)	1	2	3	6	10	12
(c) 実質年率 (%)	0.00	0.00	19.75	18.00	16.25	17.50
(d) 利用代金	100円					

当たりの回数指定分						
割払手数料の額 (円)	0.00	0.00	3.30	5.30	7.50	9.60
(a) 支払回数	15 回	20 回	24 回			
(b) 支払期間 (ヶ月)	15	20	24			
(c) 実質年率 (%)	15.75	15.50	15.00			
(d) 利用代金 100 円						
当たりの回数指定分						
割払手数料の額 (円)	10.75	14.00	16.20			

【別表 2】

(a) 支払回数	スキップ [°] 1 回	スキップ [°] 2 回	スキップ [°] 3 回	スキップ [°] 6 回	スキップ [°] 10 回
(b) 支払期間 (ヶ月)	2~6	3~5	4~6	7~9	11~13
(c) 実質年率 (%)	0.00	3.00~ 6.00	16.50~ 18.25	16.25~ 17.25	15.25~ 15.75
(d) 利用代金 100 円					
当たりの回数指定分	0.00	0.50~	3.80~	5.80~	8.00~
割払手数料の額 (円)		1.50	4.80	6.80	9.00
(a) 支払回数	スキップ [°] 12 回	スキップ [°] 15 回	スキップ [°] 20 回	スキップ [°] 24 回	
(b) 支払期間 (ヶ月)	13~15	16~18	21~23	25~27	
(c) 実質年率 (%)	16.25~ 17.00	15.00~ 15.50	15.00~ 15.25	14.25~ 14.75	
(d) 利用代金 100 円					
当たりの回数指定分	10.10~	11.25~	14.50~	16.70~	
割払手数料の額 (円)	11.10	12.25	15.50	17.70	

3. お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表 1 又は別表 2 の (d) の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(別表1の例) 現金価格 50,000 円 10 回払の場合

●支払総額

$50,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} \times (7.5 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 53,750 \text{ 円}$

●月々の分割支払金

$53,750 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 5,375 \text{ 円}$

第5条 (カードショッピングのリボルビング払)

(1) 会員が本カードをダイアナ等で元金定額リボルビング払を指定してカードショッピングをご利用された場合、毎月の弁済金(※1)は当社が設定した金額のうちから会員が申込時に指定した金額(但し、指定がない場合は当社の指定した金額)とします。弁済金(※1)が申込時に指定した金額以下となる場合は、残金全額としてお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料(※2)は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して、1.40%を乗じた額とします。包括信用購入あっせんの手数料(※2)の実質年率は、16.80%です。

(2) 弁済金(※1)の具体的算定例は次のとおりです。

(例) 毎月の支払元金が5,000円の場合で、利用残高が50,000円の時

●支払元金 5,000 円

●包括信用購入あっせんの手数料(※2)

$50,000 \text{ 円} \times 16.80\% / 12 \text{ ヶ月} = 700 \text{ 円}$

●弁済金(※1)

$5,000 \text{ 円} + 700 \text{ 円} = 5,700 \text{ 円}$

※1 カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。

※2 カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。

第6条 (適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。